

大韓民国産炭酸カリウムに対する 不当廉売関税の課税

令和3年7月1日 産業構造審議会 通商・貿易分科会 特殊貿易措置小委員会

事案の概要

- 昨年6月より、関税定率法第8条に基づき、大韓民国(以下「韓国」という。)
 産炭酸カリウムに関し、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について、調査を実施。
- 本年3月に30.8%の暫定課税を、6月24日に同率の確定関税の賦課(5年間)を開始したところ。

【調査対象貨物】

- ・炭酸カリウム(炭酸二カリウム)
- •輸入統計品目番号: 2836.40-000

(協定税率:3.9%)

【調查対象期間】

- ・不当廉売された貨物の輸入の事実:平成31年1月1日~令和元年12月31日
- ・ 当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実: 平成29年1月1日~令和元年12月31日

(参考) 不当廉売関税の課税要件

- 不当廉売された貨物の輸入の事実が認められること。
- 当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められること。
- 本邦の産業を保護するため必要があると認められること。

炭酸カリウムの概要

炭酸カリウムとは

- 炭酸カリウムは、無機化学薬品として広範な製品に使用され、白い粉末状(固形品)と、水に溶解させた無色の液体品がある。
- 塩化カリウム(KCI)を溶解した水(H2O)を電気分解し、水酸化カリウム(KOH)※及び塩素(Cl2)、水素(H2)が発生。その水酸化カリウム水溶液を炭酸ガス(CO2)と反応させると炭酸カリウム(K2CO3)が生産される。
- 炭酸カリウムの国内生産者は2社のみ。

【炭酸カリウムの外観(固形品)】



(写真提供: 加電解工業会) ※本邦産

(※水酸化かりウムについては、平成28年に不当廉売関税課税措置が発動。令和2年8月から、同措置の延長調査を実施中)

炭酸カリウムの主な用途

- 炭酸カリウムは、ガラス原料に投入すると溶融性を高めると共に、透明性や光沢性等を高める効果があるため、高精細な高い品質レベルが要求される液晶パネル用のガラス基板など、ガラス類の製造原料として使用される。
- そのほか、中華麺に添加するかんすいの原料、チタン酸カリウム(主に自動車用のブレーキパッドの原料)の原料、衣料用洗剤・食器用洗剤の原料、カリウム塩類の原料、医農薬の中間体原料など。

【液晶パネル用ガラス基板】



(写真提供:AGC(株))

炭酸カリウム産業の現状等

炭酸カリウム産業の現状(調査対象期間:平成29年~令和元年)

- 炭酸カリウムの生産国は中国、韓国、米国など。韓国は世界最大の輸出国(令和元年約10.5万トン)
- 我が国における韓国産炭酸カリウムの輸入量は、平成29年の4,918トンから令和元年には5,293トンに 増加しており、国内需要量に占める市場占拠率を拡大(20%増)。
- 我が国の炭酸カリウム市場が縮小傾向にあるなか、不当廉売された調査対象貨物が国産品のシェアを奪い、その輸入量を維持したため、国産品の国内販売量および市場占拠率は、調査対象期間を通じ、減少傾向にあった。

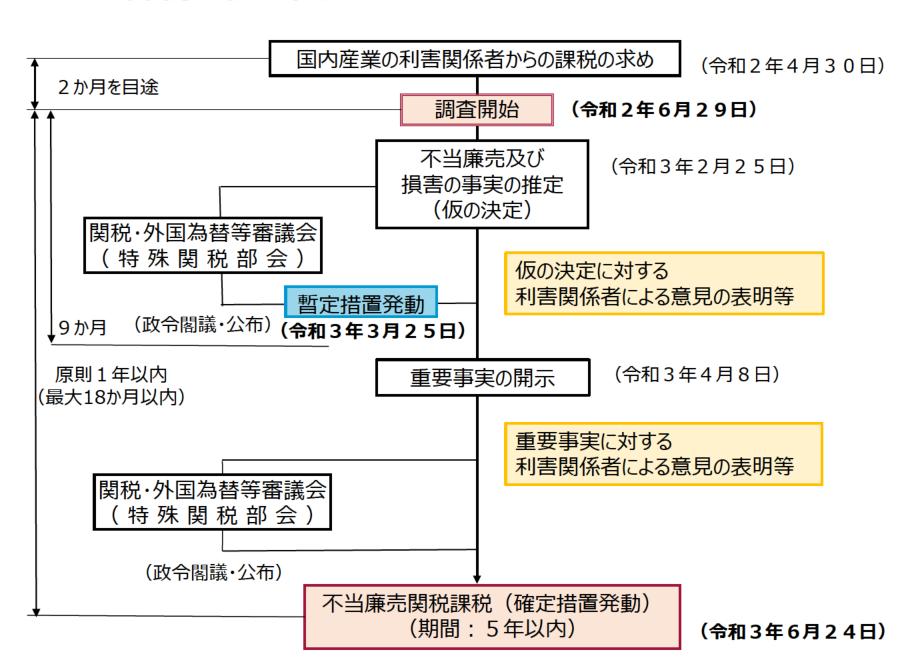
不当廉売された調査対象貨物の影響

● 炭酸カリウムは幅広い用途に必要な<u>基礎的な化学品</u>であり、<u>仮に不当廉売された調査対象貨物の輸入が続けば、国内産業に必要な炭酸カリウムを輸入品に大きく依存することになり、輸入品による価格支配が生じる等川下産業を含めたサプライチェーン全体にも悪影響を及ぼすおそれがある。</u>

まとめ

■ 国内生産者は、安価な韓国産炭酸カリウムの輸入を引き合いに製造費用の上昇分を価格に転嫁することができず、利潤が著しく悪化するなどの損害を被っている。よって、上記産業の現状も踏まえれば、確定措置の発動による保護の必要がある。

調査・課税手続の状況



証拠等の提出状況

■ 調査当局が知り得た利害関係者等に対し質問状等を送付し、その回答や証拠の提出、意見の表明等を求めたところ、提出状況は以下のとおり。

利害関係者等からの提出状況

11年間及学竿の区公	対象者	利害関係者等からの提出		
利害関係者等の区分		質問状*1回答	証拠の提出*2	意見の表明*3
①海外供給者	1者	1者	1者	1者
②輸入者	3者	3者	提出なし	1者
③本邦生産者	2者	2者	提出なし	2者
④産業上の使用者	20者	9者	_	提出なし

- *1 不当廉売関税に関する政令第10条第2項(①~③)及び第13条第2項(④))
- *2 不当廉売関税に関する政令第10条第1項(①~③のみ)
- *3 不当廉売関税に関する政令第12条の2第1項及び第2項(①~④共通)

調査結果(不当廉売された貨物の輸入の事実)

不当廉売差額率の算出

不当廉売差額率(%)=((正常価格-輸出価格)/輸出価格)×100

- 正常価格:・供給者1者(UNID)
 - →提出された証拠及び情報、並びに現地調査の結果等から算出。
 - その他の供給者※
 - →調査当局が「知ることができた事実」(ファクツ・アヴェイラブル)によって認定し、UNID の正常価格に基づき算出。
- 輸出価格: •UNID
 - →提出された証拠及び情報、並びに現地調査の結果等から算出。
 - ・その他の供給者※
 - →調査当局が「知ることができた事実」(ファクツ・アヴェイラブル)によって認定し、UNID の輸出価格に基づき算出。
 - ※今回の調査において韓国における炭酸カリウムの供給者はUNIDのみ。

調査結果

- 正常価格と本邦への輸出価格を比較し、 輸出価格が正常価格よりも低かったため、 不当廉売された貨物の輸入の事実が認められた。
- 算出された不当廉売差額率は33.29%。

不当廉売差額率

国(供給者名)		不当廉売差額率	
韓国・	(UNID)	33.29%	
	(その他の供給者)	33.29%	

調査結果(実質的な損害等の事実)

検討

● 不当廉売された貨物の輸入

⇒ 韓国産品は、調査対象期間において、本邦に おける市場占拠率を拡大した(D)。 また、国産品を常に下回る価格で輸入され、 販売された(H)。

● 本邦産業への影響

⇒ 本邦産業は、国産品の販売先を維持・確保す るべく、販売価格の引上げの抑制等を余儀なくさ れ(E)、製造原価の増加(F)に見合った価格 設定ができず、営業利益が減少(J)。

因果関係

⇒ 韓国以外の国からの貨物による国産品の価 格への影響などは特に認められず、韓国からの不 当廉売輸入と本邦産業に与える損害との因果 表中、平成29年の数値を100とする指数を記入(価格比(%)を除く) 関係が認められた。

本邦産業の状況

	平成 29年	令和 元年	(参考) 平成 29年から令和 元年における変 化率	
国内需要量 (A)	100	89	▲11%	
韓国産品の輸入量 (B)	100	108	+8%	
国産品の販売量 (C)	100	86	▲14 %	
韓国産品の市場占拠率 (D)	100	120	+20%	
国産品の価格 (E)	100	103	+3%	
国産品の製造原価 (F)	100	122	+22%	
韓国産品の価格 (G)	100	99	▲1%	
価格比 (%) (H) *	65~80	65~80		
国産品の売上高 (I)	100	88	▲12%	
本邦産業の営業利益 (1)	100	▲67	▲ 167%	

*価格比(%)=(韓国産品の価格/国産品の価格)×100 (H) (G)

調査結果

▶ 不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められた。

利害関係者からの主な意見

● 本年2月の「仮の決定」及び4月に公表した「重要事実」に対する利害関係者からの主な反論は以下の通り。

海外供給者(UNID)からの反論

調査当局の見解

1. 特定の製品に係る調査対象貨物からの除外要請

Super Fine Powder製品は、Powder (粉) 製品と物理的特性の差などがあるため、 調査対象貨物から除外すべきである。 調査対象貨物の定義にSuper Fine Powderが含まれないことを示す証拠は提出されておらず、Super Fine Powderは調査対象貨物に該当する。

2. 正常価格の品種区分

品種コード③(形状)、品種コード④(用途)それぞれにおいて、UNIDの主張する品種コード区分を調査当局は採用すべきである。

UNIDが主張する品種コード区分については、その品種間に正常価格と輸出価格との比較に影響を及ぼすほどの物理的特性の差は認められなかったため、調査当局は、同一区分として正常価格を算出した。

3. 因果関係

本邦生産者1社の事業撤退の理由に輸入製品の不当廉売に係る主張がない点を検討すべきである。

同社は厳しい事業環境下での経営判断の旨を示して おり、特に輸入製品の不当廉売に係る言及がないことを もって損害の因果関係の否定にはならない。

不当廉売関税の課税

● 本年6月24日、暫定措置と同率の確定関税の賦課(5年間)を開始。

本邦産業保護の必要性

- 不当廉売された貨物の輸入の事実: 有
- 当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実: 有
- 本邦産業の保護の必要性を否定する特別の事情:

不当廉売輸入による損害から本邦 産業を保護するため、不当廉売関 税を課する必要性が認められる。

不当廉売関税の課税

以上の通り、課税要件を満たしていることから、不当廉売関税を課することが適当(以下表。税率は暫定 措置と同率、期間はWTO協定及び法令で認められた期間内である5年間)。

不当廉売関税率

国(供給者名)		不当廉売関税率	
韓国	(UNID)	20.00/	
	(その他の供給者)	30.8%	

(注) 不当廉売関税率=(不当廉売差額/本邦輸入価格)×100

